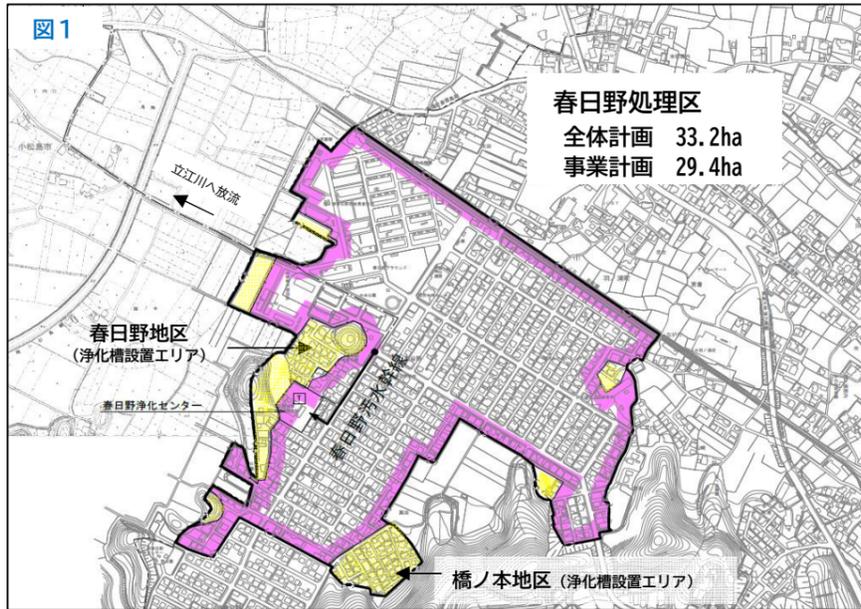


1 事業計画区域の概要

春日野地域下水道施設は、供用開始から50年余りが経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、能登半島地震での被災状況を踏まえ、耐震性能も確保した安全安心なライフラインとして安定的に維持管理していく必要があり、早期の着工を目指し、準備を進めています。



2 春日野処理区の年間の下水道使用料収入と維持管理費の見込み

●下水道使用料収入(見込み)

現行の使用料の場合 (千円)		
R5	R6	R7見込み
24,483	24,452	24,500

その他の場合 (千円)	
区分	見込額
独立採算を基本とした場合	86,500
国からの提言※1を参考とした場合	38,000

※1 現在の使用料単価では汚水処理減価を回収できない事業にあっては、まずは、使用料単価を150円/m³(家庭使用料金3,000円/20m³・月)に引き上げること。

●維持管理費(見込み)

(千円)	
人件費	15,812
光熱水費	9,184
修繕料	5,100
汚泥処理手数料	4,000
使用料徴収業務等委託料	5,162
施設維持管理業務委託料	31,000
排水負担金等	1,826
その他諸費	5,207
公営企業関連経費	9,173
計	86,464
約 86,500	

※赤色で記載の費用は、新たに必要となるものです。

●収支見込み

※令和5年度に概算した見込額です。また、料金引上率は、20立方メートル/月を使用した場合の割合です。

区分	(千円)			
	維持管理費	使用料収入	差引(財源不足)	料金引上率
現行の使用料とした場合	86,500	24,500	△62,000	0%
独立採算を基本とした場合		86,500	0	約350%
国からの提言を参考とした場合		38,000	△48,500	約152%

3 公共下水道事業受益者負担金等審議会からの答申(抜粋・要約)

本市は、阿南市公共下水道事業(春日野処理区)の下水道使用料及び受益者負担金を定めるため、阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会条例の規定に基づき、同審議会に「公共下水道事業(春日野処理区)の使用料等」について諮問し、次のとおり答申をいただきました。

使用料の適正な水準について

公共下水道への事業転換後における収支見込額を踏まえ、独立採算制、受益者負担の原則に立脚しつつ、持続的な経営基盤を確保する観点からすると、少なくとも、国(総務省)から提言されている使用料の水準(使用料単価を150円/立方メートル(家庭使用料金3,000円/20立方メートル・月))にまで引き上げるべきである。

受益者負担金の賦課・徴収について

春日野地域下水道が整備された当時、土地の購入者から、コミュニティ・プラントに係る分担金を徴収していることから、土地の利用価値の増大に伴い、賦課・徴収は原則1回限りとする受益者負担金制度や関係行政機関の技術的助言に鑑み、既に当該下水道を使用している春日野処理区については、新たに受益者負担金を賦課・徴収すべきでないとする。

附帯意見

- 急激な負担増への配慮について
- 使用料改定に関する利用者への広報活動
- 継続的な経営の効率化の取組
- 今後の公共下水道使用料の検討について



4 下水道使用料(案)について

審議会からの答申を尊重し、「阿南市公共下水道事業(春日野処理区)」(図1のピンクのエリア)の下水道使用料について、次のとおり設定する方針としています。なお、下水道使用者の皆様の負担を軽減するため、3年間は従前の使用料を適用し、新料金は令和10年度から適用する方針としています。

適用	区分	基本料金 10m ³ まで	超過料金(1m ³ あたり)		経過措置			
			11~20m ³	110円	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~
現在	春日野地域下水道使用料	800円	21~30m ³	110円	適用	適用	適用	
令和7年4月1日以降に 確定される使用料	公共下水道使用料(新料金)	1,400円	11~20m ³	150円	従前の使用料を適用			
			21~30m ³	155円				
			31m ³ ~	160円				
			31m ³ ~	160円	適用			

※新料金は富岡地区と同額

6 事業計画(予定)



※変更する場合があります。

※施設を改築する場合

5 受益者負担金(案)について

受益者負担金は、下水道整備が終了した後、供用開始したときに、その区域内の土地・建物等の権利を有している方に工事費用の一部を負担していただく制度です。

現在、春日野下水道を使用されている方(図1のピンクのエリアにお住まいの方)は、すでに分担金をご負担いただいておりますので、公共下水道事業への転換及び下水道施設の改築等に際して、**受益者負担金はいただかない方針**としています。

なお、**未整備地区**(図1の黄色のエリアにお住まいの方)は、**下水道が整備された際には、ご負担いただく予定**としております。

7 今後の主な予定

- 阿南市議会9月定例会に「阿南市公共下水道条例」改正案を提出し、議決により使用料を決定
- 県知事への協議を経て、春日野処理区の事業計画を策定
- 令和7年4月1日に公共下水道に事業転換し、下水道事業を継続

問い合わせ

阿南市 市民部 環境保全課

電話 0884-22-3413

電子メール kankyou@anan.i-tokushima.jp

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3